

保険料基準段階の変更について

別紙2

■変更の内容

- ・今回、国は、基準所得金額の改正を予定しています。
 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200万円
 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300万円
- ・市は国の改正を踏まえ、第9段階以降細分化し第11段階に変更する予定です。

| 対 象 者 | 所得段階名 | 国の基準 | 市の段階名 | 市の基準 |
|---|------------------------|------|------------------------|------|
| 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 第1段階 | 0.45 | 第1段階 | 0.45 |
| 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 | 第2段階 | 0.75 | 第2段階 | 0.65 |
| 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 第3段階 | 0.75 | 第3段階 | 0.75 |
| 世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 第4段階 | 0.90 | 第4段階 | 0.90 |
| 世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人 | 第5段階 (基準段階) | 1.00 | 第5段階 (基準段階) | 1.00 |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 第6段階 | 1.20 | 第6段階 | 1.20 |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 200 190万円未満の人 | 第7段階 | 1.30 | 第7段階 | 1.30 |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 190万円以上 300 290万円未満の人 | 第8段階 | 1.50 | 第8段階 | 1.50 |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 290万円～400万円未満の人 | 第9段階 | 1.70 | 第9段階 | 1.70 |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円～600万円未満の人 | | | 第10段階 | |
| 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人 | | | 第11段階 | |